

王府、今、洪字第六十八号半印勘合執照を給し、通事蔡塵・蔡錦等に付し、收執して前去し、公幹を導引せしむ。如し経過の関津把隘の去処の驗実に遇わば、即便に放行し、留遅し違悞して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

王舅一員 毛繼祖 人伴一十名

正議大夫一員 蔡堅 人伴一十名

都通事一員 蔡塵 人伴五名

存留在船使者二員 温納金 阿卑次頼 人伴五名

存留在船通事一員 蔡錦 人伴三名

直庫・総管二名 独眼 葉繼祖

梢水共に十二名

附搭の土夏布二百匹

右の執照は都通事蔡塵等に付し、此れに准ぜしむ

万曆四十五年（一六一七）十月 日給す

執照

注（一）憑引 文憑に同じ。（二）二八〇三注（一）参照。

1-32-22

国王尚寧の、万曆四十五年派遣の使者の消息をたずねて都通事陳華等を遣わす執照（一六一九、二、一一）

琉球国中山王尚（寧）、公務の事の為にす。

照得するに、万曆四十五年（一六一七）十月内、王舅・正議大夫等の官の毛繼祖・蔡堅等を差わし、船隻に坐駕し、咨文を齎捧し、福建省に前赴して公幹せしめ、去きてより今に迄るまで春秋両迭するも、未だ帰国に及ばず、人をして懸頸せしむ。理として合に差遣して端的の縁由を訪探せしむべし。此の為に特に都通事一員・使者一員の陳華・麻居刺等を遣わし、後に開す人伴・水梢等の役を帶領し、土小船一隻に坐駕し、渡海して前去し、王舅毛繼祖等の船隻の消息の縁由を訪探し、国に到りて回報せしむ、等の情あり。仍お順便もて硫黄四百斤を運載し、福建等処承宣布政使司に前赴し、告投して収貯せしむ、等の因あり。差去する員役は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。合行に給照すべし。此の為に王府、今、洪字第七十号半印勘合執照を給し、都通事陳華等の員役に付し、收執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅悞して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

都通事一員 陳華 人伴五名  
使者一員 麻居刺 人伴二名

梢水共に八名

右の執照は都通事陳華等に付し、此れに准ぜしむ  
万曆四十七年（一六一九）二月十一日給す

執照

1-32-23

世子尚豊の、皇帝即位の慶賀のため王舅馬勝連等を遣わす執照（二六二三、一、一八）

琉球国中山王世子尚（豊）、登極を慶賀する事の為にす。

今、特に王舅・長史・使者・都通事等の官の馬勝連・林国用等を遣わし、咨を齎し表を捧げしむ。船隻に坐駕し、任土の方物の全光金鞘金起沙魚皮紋靶腰刀二把・全光銀鞘銀起沙魚皮紋靶腰刀二把・金缶一对共に重さ六十六兩六錢八分・銀缶一对共に重さ五十兩□錢正・細嫩土蕉布一百匹・漂白細嫩土夏布一百匹・泥金彩画帷屏一对・満面泥金扇五十把・満面泥銀扇五十把・紅花一百斤・胡椒二百斤・蘇木一千斤を装載し、皇帝陛下に進奉す。復た、金粉匣一对共に重さ七兩四錢六分・銀粉匣一对共に重さ七兩二錢一分・満面泥金扇二十把・満面泥銀扇二十把・細嫩漂白土苧布二十

匹・細嫩土蕉布二十匹有り、中宮殿下に進奉す。差去する員役は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。仁字第四号半印勘合執照を給し、存留通事金応精等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘ところの去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅悞して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開 赴京の

王舅一員 馬勝連 人伴十三名

長史一員 林国用 人伴八名

使者一員 翁寿慶 人伴五名

都通事一員 陳華 人伴四名

存留在船使者二員 吳自福 穆興 人伴四名

存留在船通事一員 金応精 人伴二名

管船火長・直庫二名 王和 禪治

梢水五十七名

右の執照は存留通事金応精等に付し、此れに准ぜしむ

附搭の土夏布二百匹

天啓三年（一六二三）正月十八日給す

執照